

（重要）保険金の支払対象について

保険金の支払対象（主なもの）

① 修補費用（直接修補等費用）

保険事故の対象となる原因箇所・損害箇所を原状回復するのに必要となる費用が対象です。

※簡易的なシーリングや養生シートなどでの応急措置のために必要となった費用は修補費用に含まれます。

② 調査費用（1 事故あたりの限度額あり）

原因究明や修補範囲・修補方法等を確定し修補金額を積算するための調査に必要となる費用が対象です。

※結果的に保険事故に該当しないことが判明した場合は、支払いの対象となりません。

③ 仮住まい費用（1 事故あたりの限度額あり）

修補期間中の仮住まいのために必要となる家賃やホテルの宿泊費等の費用が対象です。

※仮住まいが認められるのは、修補工事で日常生活に支障が生じ、仮住まいが必要と事前にハウスジーンが認めた場合に限りです。具体的には、修補工事でキッチン・浴室などの設備や複数の居室が全く使用できないようなケースが該当します。

※家賃や宿泊費は、対象住宅の建設地域の相場を基準に判断します。

保険で対象となる修補工事・費用の範囲

- ① 原状回復が原則ですが、当初の目的と同程度の目的が達成できる場合は、部材の補強や発生した雨漏り跡の除去（梁の撓みを添え梁で補強する、フローリングにできた表面上の雨染みを染抜きするなど）が前提となります。
- ② 修補方法が複数ある場合は、最も安価な方法での修補が前提となります。
- ③ 腐食や破損により再利用ができない場合を除き、柱や梁等の部材は再利用が原則となります。
- ④ 修補費用・単価は、積算単価資料や一般的な市場価格を基準に損害額を認定します。
- ⑤ 修補のためにエアコンの脱着が必要になるなど、設備機器を撤去・復旧する費用は対象となります。

～カバー工法について～

原状回復が前提ですが、外壁のモルタルを撤去して防水層をやり直すよりも、モルタルを撤去せず上から防水塗料で防水した方が工期と費用を抑えられるなど、修補方法に経済合理性が認められる場合はカバー工法でも構いません。

～下記の費用は保険金の支払対象外です～

- ・サイディングのグレードを上げるなどの仕様変更や新築時の設計にはない外壁の中間水切りを新設するなど、新築時の設計・仕様・材料を変更することで増加する部分の費用
※サッシメーカーの施工指示がある専用水切りなど本来あるべき部材が施工されていないことを是正する費用や、事故の損害状況を確認するのに必要となる点検口を設置する費用は、保険金の支払対象となります。
 - ・雨漏りはしていないけど不安だから事故箇所以外のサッシも修補するなどの予防保全的に行う工事費用
 - ・壁紙の汚損は壁の一部だが色褪せ具合が変わってしまうので部屋全体の壁紙を貼り替えるなど、美観の問題で行う工事費用
※外壁は外観に影響するため例外的に保険金の支払対象とする場合があります。
 - ・据え置き家具や家電製品などの家財（下記保険の対象となる家財（住宅設備）は除く）の損害に対する修補・損害賠償費用
- その他の保険金が支払われない事由は、[保険約款第4条「保険金を支払わない場合」](#)を参照ください。

事故による損害（滅失・毀損等）で修補費用（原則は部品交換）が保険の対象となる家財（住宅設備）

【注意】損害の認定には、損害状況が判る写真の提出が必要となります。

対象例（住宅に固定されているものが対象となります）

- ・造り付け家具（据え置き家具は除く） ・埋込式照明（ダウンライトなど ※電球などの消耗品のみは対象外）
- ・カーテンBOX、カーテンレール（カーテンは除く） ・住設機器（キッチン、UB、洗面台、トイレ（便座含む））
- ・住宅の建具（障子・襖含む） ・畳（置き畳は除く）

問合せ先：ハウスジーン損害業務室 [TEL:03-5408-8486](tel:03-5408-8486)